

愛媛県出資法人改革プラン（概要版）

I プラン策定の目的

県出資法人については、これまでも「行政改革大綱」等に基づき、その時々々の県民ニーズ等に対応して積極的に見直しを行ってきたが、社会経済情勢の変化に伴いそのあり方が改めて問われており、県では、平成17年2月、「県出資法人のあり方に関する見直し指針」を策定し、出資法人ごとに見直しの方向性を検討してきたところである。

今後、各出資法人は、見直しの方向性に沿って健全な経営体制の確立に向けた取組を計画的に行っていくことが必要となることから、本プランにおいて見直しに関する具体的な取組事項や推進体制等を定め、県出資法人改革の実効性の確保を図るものである。

II 対象法人及び改革期間

1 対象法人

◆県が25%以上出資又は出捐している出資法人（26法人）

◆県が財政的支援を行っている出資法人（4法人）

※広域的な性格を有する出資法人は除く。

〔 公益法人19、商法法人5、社会福祉法人1、特別法人5 合計30法人 〕

2 改革期間

平成18年度から21年度までの4か年とする。

III 出資法人ごとの見直しの方向性

見直しの方向性	出資法人名	備考
廃止：所期の目的を達成（1法人）	愛媛県道路公社	H18年3月末廃止
統合 ：目的・事業内容が類似した法人を統合（4法人）	(社)愛媛県果実生産出荷安定基金協会	
	(社)愛媛県野菜価格安定基金協会	
	(財)愛媛県水産振興基金	
	(財)愛媛県栽培漁業基金	
経営環境を踏まえた見直し ：指定管理者制度への移行、事業量の減少など、外部経営環境の変化等に伴う抜本的な見直し(12法人)	愛媛県土地開発公社	
	愛媛県住宅供給公社	H17年度をもって分譲事業から撤退
	(財)愛媛県埋蔵文化財調査センター	
	(財)えひめ女性財団	H18年度から指定管理者制度へ移行
	(社福)愛媛県社会福祉事業団	〃
	愛媛エフ・イー・ゼット(株)	〃
	(財)えひめ産業振興財団	〃
	松山観光港ターミナル(株)	〃
	(財)愛媛県動物園協会	〃
	南レク(株)	〃
	(財)愛媛県文化振興財団	〃
(財)愛媛県スポーツ振興事業団	〃	
経営改善を行いつつ存続 ：必要性が認められるため存続するが、コスト削減など、一層の経営改善を図る（13法人）	松山空港ビル(株)	
	(財)愛媛県廃棄物処理センター	
	(財)愛媛県国際交流協会	
	(財)伊方原子力広報センター	
	愛媛県信用保証協会	
	(財)松山観光コンベンション協会	
	(財)今治地域地場産業振興センター	
	(株)今治繊維リソースセンター	
	(財)えひめ農林漁業担い手育成公社	
	(財)愛媛の森林基金	
	愛媛県農業信用基金協会	
	(社)愛媛県畜産協会	
	(財)愛媛県暴力追放推進センター	

IV 基本的取組事項

1 出資法人の自主性・自律性の向上

(1) 組織体制の見直し

① 経営責任の明確化

役員の基本原則常勤化や職務権限、責任の明確化などを図る。

② 柔軟で効率的な組織体制の構築

組織の大括り化や多様な人材の活用、勤務形態の見直しなど、出資法人の業務内容や業務量に応じた柔軟で効率的な組織体制の構築を図る。

③ プロパー職員の育成と改革に伴う雇用問題への配慮

プロパー職員に係る研修の充実、通信講座等受講への助成、他法人との人事交流促進などに取り組む。また、職員の雇用問題については、最大限の配慮を行う。

(2) 経営基盤の充実・強化

① 事業の見直しと他団体との連携促進

出資法人の事業は絶えず見直しを行い、新規事業の展開や民間等からの事業受託等に努める。また、市町やNPO等との連携を積極的に進める。

② 収支構造の改善

基本財産の効率的な運用や賛助会費の徴収など、収入増加に向けたあらゆる取組を行う。また、業務の抜本的見直しや事務費削減など、徹底した経費の削減を図る。

③ 監査体制の強化

可能な限り公認会計士等の専門家による外部監査体制の整備を行う。

(3) 経営におけるPDCAサイクルの確立

経営計画に沿った事業の確実な推進と事後の検証・評価を行い、その結果を経営に的確に反映させるPDCAサイクルを確立する。

(4) 役職員数及び給与制度の見直し

① 役職員数の削減

役員数は法人の事業規模等に応じた最小限のものとするとともに、職員数は事業の見直しや勧奨退職制度の活用等を進め、可能な限り削減に努める。

② 給与水準の適正化

出資法人の業務内容や経営状況等の実態を踏まえて適正化を図る。

③ 能力・業績に応じた人事・給与制度の導入

能力主義に基づく抜擢人事や賞与の支給など、労働インセンティブが働きやすいものとする。

2 県の関与の適正化

(1) 財政的関与の見直し

① 補助金の縮減、整理・統合

事業の必要性、効果、効率性等の観点から抜本的な見直しを行うとともに、国等の事業との重複等に留意しつつ、整理・統合を進める。

② 委託料・貸付金の見直し

委託料については、民間事業者との比較優位性の精査や積算等の見直しを行うとともに、再委託率が高い事業は委託を行わないこととする。

貸付金については、民間資金の活用等の方策を出資法人自らが検討する。

③ 債務負担行為等の抑制

必要性や返済の見通し等を十分検討し、真にやむを得ない場合に限定する。

(2) 人的関与の見直し

① 県派遣職員の計画的引揚げ

目的や職務等を明確にした上で必要最小限の人数とする。また、適時人数等を見直し、計画的に職員の引揚げを図る。

②県退職者の役職員就任の見直し

内部登用等を阻害することのないよう、県の関与は、出資法人からの要請に応じて適任者を紹介すること限定し、その就任状況は毎年度出資法人が公表する。

③代表者等への充て職の抑制

代表者等への県職員の充て職は、可能な限り抑制する。

3 経営情報等の積極的な開示

出資法人の情報は、今後、一層積極的に取り組み、より県民に分かりやすい形での開示に努める。また、情報公開制度の導入に積極的に努める。

V 出資法人ごとの改革実施計画の作成

出資法人ごとに設定した見直しの方向性を着実に実施していくため、出資法人及び県所管課は、互いに協議を行いながら、具体的な取組事項や取組目標等を定めた改革実施計画を出資法人ごとに作成する。

- ※1 各法人の改革実施計画の内容は、現時点での各法人の見込み等に基づくものであり、今後変更があり得る。
- 2 県の財政的・人的支援等についても、現時点での各法人見込み等に基づき記載されており、県との調整が整ったものではない。

VI 推進体制の整備

1 推進体制

(1) 改革の実施体制

①出資法人

改革の当事者として、県所管課と連携を図りつつ、改革実施計画を着実に実施する。また、毎年度、県所管課と協議を行いながら、自己点検評価（1次評価）を行うとともに、評価結果等を踏まえ、改革実施計画の見直しを行う。

②県所管課

出資法人による計画の取組に対して指導、助言等を行うとともに、財政的・人的関与の見直しなど、県が取り組むべき事項を確実に実施する。また、出資法人の取組状況に加え自らの取組状況について点検評価を行うとともに、評価結果等を踏まえ、改革実施計画の見直しを行う。

(2) 改革の点検評価体制

「愛媛県行政改革・地方分権推進委員会」の専門組織として、有識者で構成する「愛媛県出資法人点検評価部会」を設置し、改革実施計画の外部点検評価（2次評価）を行う。

(3) 改革の連絡調整体制

行政システム改革課は、点検評価部会の事務局として、改革実施計画や点検評価結果の取りまとめや、その他、出資法人改革に係る庁内外の連絡調整を行う。

2 点検評価サイクル及び改革の進捗状況の公表

(1) 点検評価サイクル

1次評価結果は、各出資法人等から点検評価部会及び行革・分権推進委員会へ報告する。また、点検評価部会は、2次評価結果を推進委員会へ報告する。

(2) 改革の進捗状況の公表

県出資法人改革の進捗状況は、インターネット等を最大限に活用して積極的かつ県民に分かりやすい形で公表する。

また、各出資法人は、決算終了後、決算状況や次年度以降の目標等について発表し、県民に対する説明責任を果たす。

《県出資法人改革の推進体制》

